

砂防事業等の再評価実施要領細目

第1 目的

この細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業（以下「砂防事業等」という。）の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施することを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての事業を対象とする。ただし、当該予定年度完成予定事業は除く。

- (1)砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業
- (2)砂防管理
- (3)災害復旧に係る事業

第3 再評価を実施する事業

1 用語の定義

(1)事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施事業単位に事業費が予算化されることをいう。

(2)未着工の事業

「未着工の事業」とは、用地補償等の契約等が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る付帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

2 事業評価の単位の取り方

原則として、以下の通りとする。

- (1)砂防事業については、水系、山系や幹川等の単位
- (2)地すべり対策事業については、施工区域単位
- (3)急傾斜地崩壊対策事業については、施工区域単位

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 資料の提出先

再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等について、本省水管理・国土保全局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に提出するものとする。

なお、対応方針（案）等の提出等については、再評価の実施後速やかに別紙

②④により行うものとする。

2 都道府県からの意見聴取について

砂防事業については砂防法（明治30年法律第29号）第14条第2項及び第17条、地すべり対策事業については地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第28条第1項、第2項及び第3項の規定により費用を負担することになる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

第5 再評価の方法

1 砂防事業等の再評価項目

砂防事業等については、実施要領第5の3に規定する各視点ごとに、原則として以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。なお、以下の評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定めるマニュアル（砂防事業については、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」、地すべり対策事業については、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」、急傾斜地崩壊対策事業については、「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」に基づき算定するものとする。

(1)事業の必要性

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

- 1)災害発生時の影響
- 2)過去の災害実績
- 3)災害発生の危険度
- 4)地域開発の状況
- 5)地元の協力体制
- 6)関連事業との整合 等

なお、環境整備に係わる事業にあつては、上記4)～6)に加え、

- 7)溪流の利用状況
- 8)溪流及び周辺の状況 等

②事業の投資効果

- 1)費用対効果分析

③事業の進捗状況

- 1)事業採択年
- 2)用地着手年、工事着手年

- 3)事業進捗状況 等
- (2)事業の進捗の見込み
 - 1)今後の事業スケジュール 等
- (3)コスト縮減や代替案立案等の可能性
 - 1)代替案の可能性の検討
 - 2)コスト縮減の方策 等

第6 施行

- 1 本細目は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 平成27年8月25日に改定された「砂防事業等の再評価実施要領細目(国河計第37号)」は廃止する。